

令和7年（フ）第85号

長野県松本市大字島内1569番地1、商業登記簿上の本店所在地長野県松本市大字島内1569番地の1
破産者 有限会社翔進

- 決定年月日 令和8年9月8日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

長野地方裁判所松本支部

令和7年（フ）第251号

長野県安曇野市穂高有明1357番地
破産者 ワイスホルン有限会社

- 決定年月日 令和8年9月8日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

長野地方裁判所松本支部

令和7年（フ）第342号

最後の住所 愛知県豊田市沢田町孫右洞437番地1
破産者 亡北岸孝英相続財産

- 決定年月日 令和8年9月8日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第4145号

大阪府豊中市三国2丁目2番18号
破産者 株式会社大八商事

- 決定年月日 令和8年9月8日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第61号

岡山市南区藤田656番地60
破産者 株式会社いぶきの杜

- 決定年月日 令和8年9月8日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岡山地方裁判所第3民事部

令和5年（フ）第514号

大分市三ヶ田町三丁目2番11号
破産者 株式会社N

- 決定年月日 令和8年9月8日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第2356号

東京都八王子市西寺方町330番地1 スパーブC 102号（破産手続開始決定時の住所
東京都八王子市西寺方町76番地八王子福祉園職員住宅3B 304号）
破産者 小林 陸央

- 決定年月日 令和8年9月9日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第563号

東京都立川市富士見町六丁目53番405号
破産者 巧住建株式会社

- 決定年月日 令和8年9月9日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第592号

横浜市港南区東芹が谷2番20号
破産者 株式会社千寿

- 決定年月日 令和8年9月9日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第612号

石川県加賀市山代温泉山背台2丁目48番地1
破産者 有限会社河口建具製作所

- 決定年月日 令和8年9月9日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第36号

新潟県燕市燕601番地2
破産者 株式会社酒井

- 決定年月日 令和8年9月9日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

新潟地方裁判所三条支部

令和7年（フ）第692号

静岡県島田市阪本1192番地
破産者 株式会社三成

- 決定年月日 令和8年9月9日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第56号

三重県志摩市阿児町鵜方3307番地の1
破産者 有限会社志摩大黒

- 決定年月日 令和8年9月9日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年（フ）第57号

最後の住所 三重県志摩市阿児町鵜方3307番地4
破産者 亡出口 勝敏相続財産

- 決定年月日 令和8年9月9日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年（フ）第85号

三重県伊勢市田尻町266番地 フォレスト209号
破産者 森光水産こと 森光 雄仁

- 決定年月日 令和8年9月9日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年（フ）第669号

京都府宇治市槇島町月夜3番7
破産者 株式会社エンストル

- 決定年月日 令和8年9月9日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和8年（フ）第1号

新潟県佐渡市畑野659番地1
破産者 大間 知栄子

- 決定年月日 令和8年9月3日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和7年（フ）第503号

大阪府泉佐野市中町3丁目3番50 グリーンヴィラ中町D201、開始決定時の住所大阪府泉佐野市野出町5番6号
破産者 北野電機こと 北野 伸和

- 決定年月日 令和8年9月7日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係